

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【事業年度】 第10期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

【英訳名】 ITC NETWORKS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺 本 一 三

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5739-3702

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 藤 内 聖 文

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5739-3702

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 藤 内 聖 文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月21日に提出いたしました第10期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第2 【事業の状況】

##### 4 【事業等のリスク】

（訂正前）

前文、①～⑦ <省略>

⑧NTTドコモグループへの売上・仕入の集中

当社グループは、NTTドコモグループの携帯電話及び通信サービスの販売を中心に事業を行っております。NTTドコモグループは、平成19年3月末時点での携帯電話等の加入者に占めるシェアが約52%と加入者の過半数を保持する（社団法人電気通信事業者協会による）業界トップ企業であります。当社グループは、携帯電話市場の萌芽期からNTTドコモグループと営業戦略を共有し、ドコモショップの展開や大手量販店等の有力販路の開拓に経営資源を投入してきており、このことが当社グループの高い収益性の源泉でもあります。しかし、競争等により、同社グループの顧客基盤が極端に縮小するような事態が生じる場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

<手数料収入及び商品仕入高の表省略>

⑨ <省略>

⑩ <記載なし>

（訂正後）

前文、①～⑦ <省略>

⑧NTTドコモグループへの売上・仕入の集中

当社グループは、NTTドコモグループの携帯電話及び通信サービスの販売を中心に事業を行っております。NTTドコモグループは、平成19年3月末時点での携帯電話等の加入者に占めるシェアが約52%と加入者の過半数を保持する（社団法人電気通信事業者協会による）業界トップ企業であります。当社グループは、携帯電話市場の萌芽期からNTTドコモグループと営業戦略を共有し、ドコモショップの展開や大手量販店等の有力販路の開拓に経営資源を投入してきており、このことが当社グループの高い収益性の源泉でもあります。しかし、競争等により、同社グループの顧客基盤が極端に縮小するような事態が生じる場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

<手数料収入及び商品仕入高の表省略>

社の主要な事業活動の前提となる同社グループとの代理店契約の内容については5【経営上の重要な契約等】に記載のとおり

りです。契約期間は1年毎に自動更新されますが、契約上は、同社グループ及び当社の双方とも、3ヶ月前の事前告知の上解除することが可能となっているほか、以下のような事由を即時解除事由として定めております。

・いずれかの当事者が、差押、会社の整理若しくは再生・更生手続の開始、営業停止又は解散等に該当する場合及び自己の信用・名誉を失墜させる行為若しくは信頼関係を著しく損なう行為を行った場合

・当社がお客様に虚偽の請求、報告を行う等の欺瞞的行為を行った場合等

その他、当社に経営主体又は大幅な株主構成の変更があった場合であって、代理店業務遂行が困難と判断されるときは、解約できる旨を定めております。なお、平成19年6月21日現在において上記事由は発生しておりません。

⑨ <省略>

<親会社に関するもの>

⑩親会社との関係について

平成19年6月21日現在、伊藤忠商事㈱は当社の発行済株式の60.79%を所有する親会社であります。取引関係・人的関係等については関係会社の状況に記載のとおり限定的であり、親会社との資本関係に変化が生じたとしても事業に与える影響は軽微であると考えられます。